

令和7年度京都府公衆浴場 設備改善事業補助金説明会

令和7年(2025年)4月4日(金)

京都府庁3号館第7会議室

京都府文化生活部生活衛生課

1

【重要】注意事項

**① 本日の説明会で申請
が完了するわけでは
ありません。**

申請は、4月15日(火)からメールで受け付けます(メール
が使えない方は、FAX、郵送、持参も可)。

2

【重要】注意事項

**② 予算に限りがあるため、申請したら必ず採択されるわけでは
ありません。**

申請が予算額に達したら、募集を締め切ります。

3

【重要】注意事項

**③ 本日の説明会に参加しても必ず採択されるわけでは
ありません。
選考で優先されるわけでも
ありません。**

4

公衆浴場設備改善事業補助金について

- 府内の一般公衆浴場(いわゆる銭湯)の経営を支援するための、設備改善及びバリアフリー化に係る経費に対する補助金
- ①浴場業用設備改善事業、②浴場業用設備バリアフリー化事業の2種類があります。

5

①浴場業用設備改善事業

- 浴場施設及び付属設備の修繕・更新等に要する経費
- 補助率: 15%
- 補助限度額: 1件当たり、下限15万円・上限150万円
 - ※補助対象経費が100万円未満の場合は対象外
 - 補助対象経費が1,000万円を超える場合、補助額は150万円

6

①浴場業用設備改善事業

■対象となる施設・設備

○ボイラー、温水器、ろ過機、熱交換器、貯湯タンク、配管設備などの浴場設備の改修・更新

○エアコン等の浴場設備の改修・更新

○天井、内壁、煙突、サウナなど浴場施設の改修・更新

※建物本体(外壁や屋根)の修繕や消耗品の購入、入浴料金以外の利用料を徴収する付加サービス(マッサージチェア等)は補助対象外です。

7

②浴場業用設備バリアフリー化事業

■浴場施設及び付属設備のバリアフリー化に要する経費

■補助率: 50%

■補助限度額: 1件当たり、下限10万円・上限50万円

※補助対象経費が20万円未満の場合は対象外

補助対象経費が100万円を超える場合も対象外(①浴場業用設備改善事業での申請は可能)

8

②浴場業用設備バリアフリー化事業

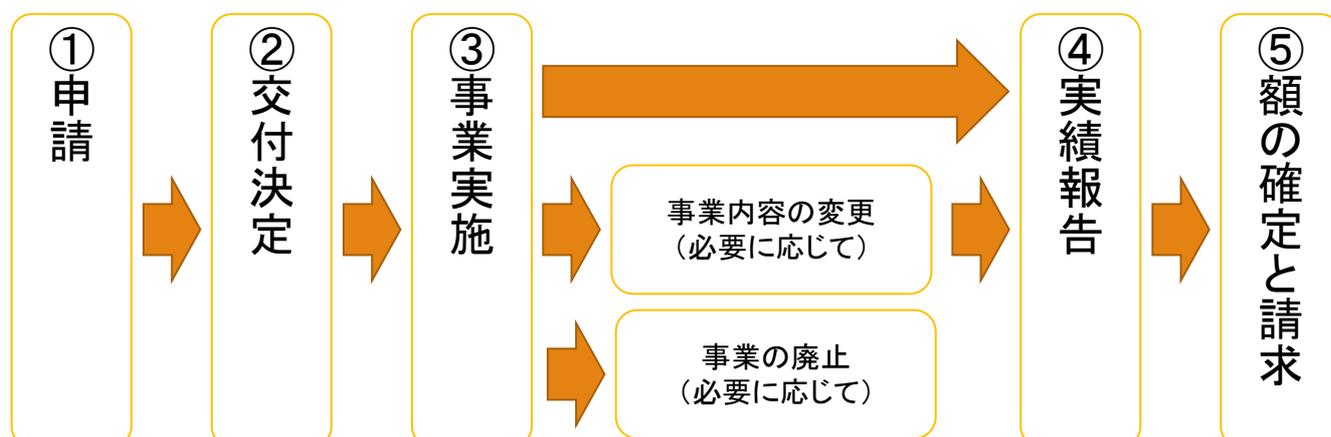
■対象となるバリアフリー化の例

- 通路又は出入口の幅拡張
- トイレの様式化
- 浴室・脱衣所・便所・玄関及び通路への手すりの設置
- 浴室・脱衣所・便所・玄関及び通路の段差解消
- 浴室・脱衣所・便所・玄関及び通路のノンスリップ化
- 出入口の扉の引戸化・折戸化

9

補助事業の流れ

■フロー図



10

補助事業の流れ(①申請)

■申請書類(下線を引いたものは、様式があります。)

- ・補助金事前着手届(第1号様式) (交付決定前に着手したい方のみ)
- ・補助金交付申請書(第2号様式)
- ・暴力団排除に係る誓約書
- ・消費税及び地方消費税に係る免税事業者申立書 (免税事業者のみ)
- ・工事概要書(仕様書及び図面)
- ・修理を必要とする箇所の写真(全体写真+故障の状況が容易に判別できるもの)
- ・積算見積書
- ・公衆浴場営業許可書の写し (申請者=浴場業の営業者)
- ・補助金振込口座情報(通帳の写しなど) (申請者=口座名義人)

11

補助事業の流れ(①申請)

■提出先

【基本】電子メールで府文化生活部生活衛生課アドレスに送付

seikatsu@pref.kyoto.lg.jp

※電子メールが使用できないなど、やむを得ない場合は、FAX・郵送等でも申請可能です。

○FAX番号→075-414-4780

送信後、生活衛生課まで電話連絡をお願いします(075-414-4757)。

○郵送先→〒602-8570(府庁専用郵便番号のため住所不要)

京都府文化生活部生活衛生課宛て

封筒は申請者において御準備いただきます。また、郵送料は申請者負担となります。

簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により提出してください。提出された書類は返却しません。後日問い合わせる場合があるので、必ずコピーを保存してください。

12

補助事業の流れ(①申請)

■選考の考え方

- 申請書は、到着日が早いものを優先して受け付けます。
申請書が府に到着した日が同一のものは全て同時に到着したものとします。
- 同一日に府に到着した申請額の合計が予算を超えた場合は、全て採択することができないので、府で選考の上、採択するものを決定します。

※申請書到着の連絡があっても、採択されることが決まったわけではありません!

13

補助事業の流れ(①申請)

■選考することになった場合は、次の事項を総合的に勘案して採択するものを決定します。

- ・緊急性 ・過去の補助金交付状況 ・工事にかかる額
- ・書類に不備がないか など

■選考結果の通知について

- 各日に到着した申請は、原則翌営業日に採択するものを決定し、申請者あて採択又は不採択の連絡をします。
- 採択されたものは、このあとご説明する手順に進みます。

14

補助事業の流れ(②交付決定)

■申請書の修正

- 採択連絡後、必要に応じて申請書類の修正をお願いすることがあります。
- 修正箇所と期日をお知らせしますので、期日までに修正の上、提出をお願いします。

- 申請書が問題なければ、交付決定の手続きを行い、交付決定通知書などをお送りします。
(事業完了時の実績報告の様式も一緒にお送りします。)

15

補助事業の流れ(③事業実施)

- 交付決定日から、事業に着手することができます。

(申請時に事前着手届を提出いただいたものは、申請日から着手可能です。)

■事業の変更・廃止について

- 工事実施中に工事内容や金額に変更がある場合は、変更交付申請が必要になります。また、事業を中止する場合は廃止手続きが必要です。
- 生活衛生課まで電話(075-414-4757)又はメール(seikatsu@pref.kyoto.lg.jp)でご連絡ください。

16

補助事業の流れ(④実績報告)

■実績報告書の提出

- 事業が完了(工事が完了し、かつ、試運転や施工業者への支払いも完了)したあと10日以内に、交付決定時にお送りした実績報告書類を提出してください。

■現地調査

- 実績報告書を受け付けたら現地を調査しますので、立ち合いをお願いします(府職員が訪問し、現物確認の上写真により記録を取ります)。
- 故障の際の状況や工事の状況について聞き取り調査を行います。

17

補助事業の流れ(⑤額の確定と請求)

■額の確定

- 現地調査の結果問題がなければ、額の確定通知と請求書の様式を送付します。

■補助金の請求

- 請求書の様式に必要事項を記入し、生活衛生課まで提出してください。
- 請求書を受け付けたら、約2週間ほどで指定口座に補助金を振り込みます。

18

留意事項

■補助対象経費の考え方

→課税事業者か免税事業者かで変わります。

課税事業者＝消費税抜きの金額

免税事業者＝消費税込みの金額

※免税事業者の場合は、申請時に免税事業者申立書を提出してください。

19

留意事項

■事業着手のタイミング

○事業に着手できるのは、交付決定を受けた後です。

※見積りの徴取は、事業着手に含まれません(申請時にも必要)。

○交付決定より前に事業に着手したい場合は、申請時に**事前着手届**を提出してください。

※ただし、その時点では補助金の交付決定がされるかは不透明ですので、そのことをご了承の上着手してください。

※事前着手届を出した場合でも、着手できるのは申請日以降です。

20

留意事項

■事業実施後の留意事項

- この補助事業で取得した財産は、耐用年数を経過するまでは、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することはできません。

※違反した場合は補助金を返還していただきます。

京都府ウェブサイト

- 本日の資料や申請書の様式、申請方法等は、京都府ウェブサイトに掲載しています。

- アドレスはこちら↓

https://www.pref.kyoto.jp/seikatsu/news/yokujo_hojo.html

お問い合わせ先

- 補助金に関するお問い合わせは、京都府文化生活部生活衛生課まで

(電話) 075-414-4757
(FAX) 075-414-4780
(メール) seikatsu@pref.kyoto.lg.jp

- ご清聴ありがとうございました。